

## 第22期 第17回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和5年5月9日(火) 13:49~15:08

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

### 3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 8名

### 4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課	4名
〃 水産振興課	2名
筑前海区漁業調整委員会事務局	2名
福岡県水産海洋技術センター	1名
福岡県漁業協同組合連合会	1名

### 5. 議題及び議決内容

#### (1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料1に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: この割当量の消化管理について、四半期毎の消化ルールというようなものを詰め漁業関係者に通知していただくような、それから話し合えるような体制を整理していただきたい。

(審議結果)

原案のとおり知事管理漁獲可能量の設定及び変更について承認された。

#### (2) 令和5年度上期土石採取計画変更について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

漁業に対する影響を最小限にするように十分に留意していただきたいという意見をつけて、承認することとなった。

#### (3) あわび漁業の許可方針について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: 許可数については、希望者に応じて決めているのか。

漁業管理課: 漁協に聞き取りしたあわび、なまこそれぞれを採捕している漁業者数に応じて設定。

委員: 漁業権が設定されていない海域で、漁業権の延長でこれまで自由漁業として採捕してきた組合員を救済すること、漁業権漁場で漁業権に基づいて採捕している

場合、漁業従事者として組合員ではないご家族が採捕する人を救済すること、この2点と理解して良いか。

漁業管理課：はい。

委員：これまで漁業権がないところで防波堤に付着しているなまこを遊漁者がすくって採捕することは問題なかったのが、今後はできなくなるということに注意すべき。

委員：数が減少したからというのが理由か。

漁業管理課：それもあるが、暴力団の資金源になっているという社会的な実態もある

(審議結果)

原案のとおり漁業許可方針を設定することを決定した。

#### (4) なまこ漁業の許可方針について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

委員：資源管理の状況等の報告というのは、漁獲量の報告か。

漁業管理課：そうです。

委員：磯見漁業は実際に行われているのか。

漁業管理課：大島、宗像、岩屋などで行われている。

(審議結果)

原案のとおり漁業許可方針を設定することを決定した。

#### (5) 地びき網漁業の許可方針について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：地びき網の許可は既に出ているのか。

漁業管理課：はい。

委員：現段階では(規制の根拠となる)漁業調整規則は生きているのか。

漁業管理課：7、8月は漁業調整規則と許可の条件が重複する状況になるが、調整規則から制限措置がはずれる9月1日以降に対応するために、今回条件を付記

委員：観光地びき網もこれに入るのか。

漁業管理課：入る。

漁業管理課：その他、教育を目的とする場合は、特別採捕許可で対応する場合もあり、ケースバイケースで対応。

委員：6月に審議予定のなまこけた網の操業はいつからか。

漁業管理課：地区で異なるが、おおよそ10月から11月の間。

(審議結果)

原案のとおり漁業許可方針を設定することを決定した。

#### (6) 筑前海区漁業調整委員会指示第197号にかかる違反について (協議)

(説明)

事務局及び漁業管理課から資料6-1に基づき、福岡市西区西浦沖の長間礁で浮きを利用

した釣りを行っていた委員会指示違反について説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：知事命令発出を要望したほうが良い。

(審議結果)

筑前海区漁業調整委員会として、違反者に対し委員会指示に従うことを命ずべき旨福岡県知事に申請することを決定した。

(7) その他

特になし。